

3. 児童クラブでの生活について

■ 登所・帰宅及び児童クラブからの外出について

<登所>

自宅から児童クラブへの登所は、学年に関わらず、保護者が付き添ってください。

やむを得ない事情により児童の保護者が付き添うことができないときは、「児童一人登所・帰宅に伴う申請書」をクラブに提出し承認を受けてください。（＜児童一人登所・帰宅に伴う申請書＞を参照してください。）

小学校から児童クラブへの登所は、児童だけで行います。

小学校から児童クラブまでの通学路を確認し、交通ルールを守るよう、ご家庭でも指導してください。

※児童クラブでは、「保育システム(コドモン)」で出欠確認を行っています。

当日朝8時までの申請にご協力ください。特に土曜日の利用については、必ず事前にお知らせください。

申請方法につきましては入所決定書と一緒に送りする「ちがさき学童保育の会 入所のしおり」をご確認ください。

<帰宅>

児童クラブからの帰宅は、学年に関わらず、保護者が開所時間内にお迎えに来てください。

保護者以外の方がお迎えに来るときは、保護者から児童クラブへ連絡を入れてください。

クラブには、送迎のための駐車場がありません。

近隣の方のご迷惑となりますので、お車での送迎はできません。



<児童一人登所・帰宅に伴う申請書>

やむを得ない事情により児童が一人で登所・帰宅しなければならない場合は、「児童一人登所・帰宅に伴う申請書」を提出し承認を受ける必要があります。

※「児童一人登所・帰宅に伴う申請書」が必要な場合は、入所後、支援員まで、お知らせください。児童が一人で帰宅する場合には、ルールを定めておりますので、次の内容に同意の上、申請してください。

なお、児童クラブから自宅まで寄り道せずに向かうことができない等、安全が担保できない場合には、申請を不承認・お迎えでの対応をお願いすることがあります。

※新1年生については、学校や児童クラブでの生活に慣れてくる夏休み前を目処に、支援員と相談をしながら、一人帰りの時期を申請してください

1. 帰宅に伴う時間の管理は、児童自身に行っていただきます。
- 2 児童の一人帰りの時間は、4月から9月は、おおむね午後5時まで、
10月から3月までは、おおむね午後4時30分とします。
(小学生のきょうだいによるお迎えは、上記の時間以内とさせて頂いております。ご了承ください。)
上記以降から午後7時までの時間は、保護者、あるいは代理の方のお迎えのみとなります。
3. 一人帰りや習い事、外出等でお子様を児童クラブから送り出した時点で、各ご家庭の責任となります。
一人帰りや習い事、外出等の際のトラブルに児童クラブは介入できませんのでご了承ください。
- 4 警報発令時は、一人登所・帰宅はできません。保護者または代理の方のお迎えをお願いいたします。
- 5 緊急時や支援員の判断により一人帰りをさせずお迎えをお願いする場合があります。
- 6 上記の内容により延長保育になった場合は、延長保育料を負担していただきます。

＜登所後の児童クラブからの外出＞

習い事や小学校ふれあいプラザ等で、一度児童クラブに登所した後に外出することは可能です。児童クラブから外出するときは、「児童クラブオンライン入所申請」の「児童の保育外行動に関する同意」の内容を確認し、支援員に申し出てください。

ただし、新1年生の場合は児童の安全面を考慮し、児童クラブから一人での外出は、夏休み前日までできません。必ず保護者、あるいは代理の方によるお迎えでご対応ください。

なお、プラザ参加のための外出は、新1年生の場合でも4月より可能となりますが、支援員による付き添いはできないため、児童のみで児童クラブとプラザを行き来することとなります。

場合によっては送り出しについて相談させていただく場合がございますことをご了承ください。

＜欠席の連絡＞

児童が児童クラブを欠席するときは、必ず保護者から欠席する旨を連絡してください。

連絡手段は、保育システム(コドモン)、電話、書面などをお願いします。

メールでの連絡はしないでください。欠席連絡がない場合は、入所後に提出いただく「令和8年度緊急時連絡先」に記載の連絡先に連絡の上、確認いたしますのでご了承ください。



＜児童の様子について＞

児童クラブ毎に、保育報告会・懇談会を開催し、児童クラブでの児童の様子を支援員から報告いたします。また、保護者同士の交流を深める場でもありますので、是非ご参加ください。

その他、お子様の様子などで気になる事がありましたら、遠慮なく支援員にご相談ください。

■見守りカメラの設置について

近年の事故や犯罪の多様性と増加を鑑み、子どもたちの活動の様子や職員の対応の記録、事故や怪我の防止、保育の質の向上を図ることを目的として、全ての施設に見守りカメラを設置しています。なお、見守りカメラの撮影範囲は、「保育スペース」のみとし、プライバシーが厳守されるべき場所(トイレ・更衣室等)は避けて設置しています。

閲覧は当会が必要と判断した場合のみとし、当会職員以外に公開することはいたしません。ご了承ください。

■ 感染症について

児童クラブは、子どもたちが集団で過ごす場ですので、感染症の流行を予防するために、小学校と同様に、『学校保健安全法施行規則』に沿って対応しています。お子様が医療機関等で『学校保健安全法の感染症』と診断された場合は、支援員にご連絡ください。

■ 指定感染症等発生時の対応について

指定感染症等が発生した場合は、感染症毎に行政機関の発行するガイドラインや茅ヶ崎市立小学校の対応などの状況を基に、茅ヶ崎市教育推進部青少年課と協議の上、児童クラブの対応を決め、迅速に対応すると共に、保護者の皆様へ都度お知らせいたします。

■ 学級閉鎖等の対応について

児童クラブに在籍している児童の学級・学年または学校が閉鎖になったときの対応は次の通りです。

○ 指定感染症等による学級閉鎖の場合

(1) 保育希望の児童が、健康な状態であれば保育の受け入れを行います。ただし感染症の種類や感染者数等の状況により感染拡大のおそれがあるときには、理事長の判断により受け入れができない場合があります。

(2) 保育時間は、原則午前8時から午後7時までとします。

ただし感染症の種類や情勢等の状況により、対応が変更となる場合があります。変更となる場合は「一斉メール」等でお知らせいたします。



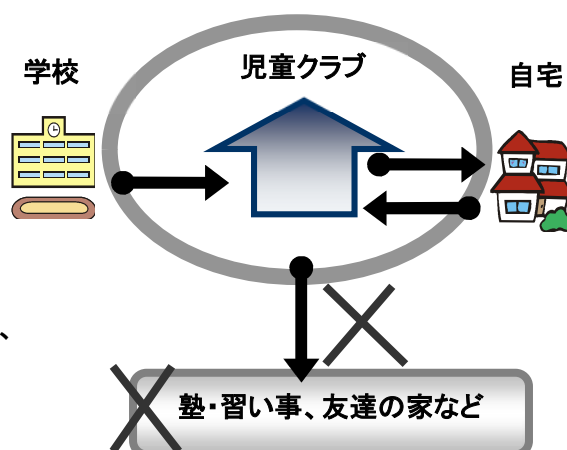
■ 保険について

児童クラブでの保育活動中における児童及び職員等の事故や怪我に対する補償は、ちがさき学童保育の会で加入している、傷害保険及び賠償責任保険の範囲でその費用を負担します。

児童クラブ外の施設や学校及び近隣の物を破損させたときは、賠償責任の範囲内でその費用を負担します。免責（自己負担）分の負担については、その状況によりご請求する場合があります。

児童クラブでの保育活動中において、児童が故意に起こした傷害や破損事故については、保険対象外となります。

この場合の費用を、当該児童の保護者へご請求する場合がありますので、ご了承ください。



また、児童クラブから習い事・小学校ふれあいプラザ等へ外出するときは、その目的地までの移動中及び目的地での破損事故や怪我については、当会の保険は適用されませんのでご了承ください。

■ 緊急時の対応について

1. 緊急時について

- ① 緊急時とは、
気象警報の発令、災害や地震警戒宣言発令時や大地震発生時、不審者等による事件が、
児童クラブ及び地域内で発生したときです。
- ② 緊急時の該当地域は、神奈川県湘南〔神奈川県東部（茅ヶ崎市）〕の地区です。
- ③ 警報の発令の有無は、テレビ・ラジオ・電話（177）・インターネット等で確認してください。

2. 連絡方法について

緊急時の対応については、可能な限り「一斉メール連絡システム」にて、ご連絡いたしますが、停電等でライフラインが機能していない場合は、施設への掲示等の対応をする場合がありますので、ご了承ください。

3. 児童クラブの対応および児童の登所について

緊急時は、保護者又は代理人（以下「保護者等」という）の送迎をお願いします。

児童だけの登所・一人帰りはできません。緊急時の対応は、学校によって異なる場合があります。

児童クラブでは下表のとおりとなりますが、次の場合は**閉所**となります。

- ① 安全が確保できない場合（例：窓ガラスが割れている、浸水している等）
- ② **茅ヶ崎市より「警戒レベル4（避難指示）」以上が発令された場合**
該当クラブ：全クラブ
- ③ 気象庁の氾濫危険情報等により、茅ヶ崎市が高齢者等避難を発令した場合、
ハザードマップで河川氾濫等により浸水の可能性がある場所の児童クラブ
該当クラブ：鶴嶺、今宿、今宿・鶴嶺（ぼぼんた・にこにこ）、浜之郷、浜之郷第2、梅田、梅田第2、
柳島

A. 小学校へ登校後

小学校の対応	児童クラブの対応
一斉下校	下校時より開所します。
保護者の引取りによる下校	下校時より開所します。 保護者等によって児童を引取り、児童クラブへ連れて来てください。 引取り下校の理由によって、児童だけの一人帰りはさせない場合があります。その場合は、保護者等による引取りをお願いします。 ※支援員による児童の引取りはできません。

※警報が解除されても、状況により保護者等の送迎をお願いする場合があります。

B. 小学校へ登校前

小学校の対応	児童クラブの対応
自宅待機 登校時間の遅延	午前8時より開所します。 ただし、公共交通機関の運行遅延等によりクラブ開所に障害が発生している場合があるため、開所に支障が生じている場合は「一斉メール」でご連絡します。 必ずメールを確認し、コドモンにて登所連絡を入れたうえで、保護者等による付き添いで登所をお願いします。 登校時間にあわせて、児童をクラブから小学校へ送り出します。

C.小学校が休校の場合

臨時休校、春季休業、夏季休業、秋季休業、冬季休業、土曜日、学校閉鎖時や行事の代休等で学校が休みの日の対応です。

状況	児童クラブの対応
気象警報発令時 波浪警報除く	午前8時より開所します。 ただし、公共交通機関の運行遅延等によりクラブ開所に障害が発生している場合があるため、開所に支障が生じている場合は「一斉メール」でご連絡します。 必ずメールを確認し、コドモンにて登所連絡を入れたうえで、保護者等による付き添いで登所をお願いします。
特別警報発令時 大雨・暴風・高潮・ 波浪・大雪・暴風雪	閉所します。 ご家庭で速やかに、命を守る行動を取ってください。
地震警戒宣言発令 大地震発生時	閉所します。
津波警報/大津波 警報発令時	閉所します。 ただし被災想定地域により、安全が確保できる児童クラブのみ開所する場合があります。
不審者等による事件 発生時	必ず保護者等が付き添いのうえ登所してください。

D.児童クラブへ登所後

状況	児童クラブの対応
気象警報発令時 波浪警報除く	児童だけの一人帰りはできません。 保護者等によるお迎えをお願いします。
特別警報発令時 大雨・暴風・高潮・ 波浪・大雪・暴風雪	速やかに命を守る行動を取ります。状況により、クラブに留め置き、安全確認後に各地域の避難所へ避難します。
地震警戒宣言発令 大地震発生時	保護者等の速やかな引取りによる帰宅となります。 大地震発生時は、各地域の避難所へ避難します。
津波警報/大津波 警報発令時	クラブごとに決められた一時退避場所に避難します。避難場所にて保護者等の引取りによる帰宅となります。
不審者等による事件 発生時	状況により、学校・公共施設等へ避難します。 保護者等の引取りによる帰宅となります。

<避難訓練の実施>

児童クラブでは、緊急時に備え、さまざまな場面を想定し、施設毎に年5回の避難訓練(下記参照)と毎年9月上旬に、当会が管理・運営する施設の一斉避難訓練を実施しています。実施の前後には、ご家庭でも避難訓練の大切さを話し合ってください。

5月《地震》 7月《火災》 9月《地震・津波・洪水》 12月《不審者》 2月《救急》

